

森林司法警察制度について

About the System of Forest Justice Police

九大農学部 益田 義孝

Dept. of Agr. Kyūshū University

YOSHITAKA MASUDA

総て以来法律の改廃整理期を経た後に於ける森林司法警察制度（法上の名称でなく諷情上森林犯罪取締担当の特殊警察制度の略称）の根拠は刑事訴訟法第190條である。然して、同條に従つて具体的に如何なる職が「森林（殺害）その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者」であるかについては司法警察官職務規定總指置法（昭23.12.9.法234号）—以下応指法という—に據つてゐる。然るに指法はその細目を更に大正12年勅令第528号司法警察官及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定ニ關スル件—以下勅令という—の内容をそのまゝ踏襲している。勅令の中官取の或ものは最近累次の行政機構改革によつて廃止となつたものがある。その関係を整理すれば指法第一條により指定を受けて司法警察員の職務を行ふ職は次の三種である。

(1) 管轄局署勤務の農林事務官又は農林技官

全国14管轄局333管轄署に部署せられた農林事務官又は農林技官は指定を受けて国有林野、公有林野官行造林、国有林野部分林及び之等の産物に關する罪について捜査、検挙、予防の任務を担当する。昭和23年に於ける該当職員は2852名（熊本局417名）之等の職が同年中に送致した事件は565件（ら43名）熊本局402件（404名）である。

(2) 公有林野事務担当の北海道事務吏員及び技術吏員

北海道林務部職員、北海道林務署勤務規定により北海道林務署又は駐在所に置かれる職員の中指定された者が該当司法警察員として職務を行ふ。その職務を公有林野及びそこに於ける狩獵犯罪に限られる。署は14箇所、駐在所は77箇所。昭和23年該当人員115名、送致事件1件（1名）。

(3) 狩獵取締事務担当の都道府県技術吏員

経済部（経済局、林務部、農材部等）、支庁、地方事務所技術吏員中指定を受けた者が之に該当する。昭和23年の該当人員73名、送致事件なし。狩獵事務は警察制度改革前は警察部の所轄事項であつたという事情も有り活動は低調である。

以上、森林司法警察制度の実情は尙に未発達の段階にある。せつかつ当局が企図するところあつて設けられた制度であるからにはその全能を發揮して制度目的達成へ努力するは必要のことである。之が爲めには一方に森林犯罪の特長を究明すると共に、之を対策として存在意義をもつ防犯、捜査の制度をしてよりよく森林犯罪の狩獵に適合させる努力が肝要である。夫は即ち國の捜務行政乃至は刑事司法に於ける正義と公正とに貢献するものである。

私は以上の法規及び統計上の調査を踏踏として九州に於ける森林法犯の研究(犯罪の法律上の特
 徴及び事実上の特質 — 自然環境と犯罪事象との関係)に出発しようとする。

ちなみに昭和23年に於ける森林法違反事件は402件(404名)之が捜査及び検挙に当つた
 司法警察員は417名(林野庁林政課管理課調査 — 人員のみ)。

(表1) 特殊司法警察職員活動状況

種 類	司法警察職員数			昭和23年 1月より12 月迄の送致 件(人数)数	上記の送致事件に關する強制 捜査執行の種 類及回数				上記期間中の 警察引渡事件 (人数)数
	司 法 警察員	司 法 道 査	合 計		令状によ る逮捕	現行犯 逮捕	差 押	捜 査	
密林局署職員 (熊本密林局関係)	2852 (417)		2852 (417)	565 (643)	3				23 (31)
公有林野事務担当の 北海道吏員	115		115	1 (1)					1 (1)
村権取締事務担当の 都道府県吏員	73		73	0					
合 計	3,040		3,040	566 (644)					24 (32)

(表2) 特殊司法警察職員送致事件一覽表
 昭和23年1月~12日 数字は件数()内は人数

方 名	密林局警察員より送致を受けたもの			北 道 道 林 野 警 務 推 査 官 上 森 林 火 災	計
	森林法違反	運送物失火	小 計		
東 京					
横 濱					
浦 和					
千 葉					
水 戸	2(2)		2(2)		2(2)
宇 都 呂					
前 橋		1(1)	1(1)		1(1)
靜 岡					
甲 府					
長 野					
新 潟					
大 阪					
京 都	1(1)		1(1)		1(1)

神	白				
糸	良				
大	津				
和	歌山	1(1)	1(1)		1(1)
名	古屋				
津					
岐	阜	1(1)	1(1)		1(1)
福	井				
金	沢				
富	山				
立	島	1(1)	1(1)		1(1)
山	口				
岡	山				
鳥	取				
松	江				
福	田	60(60)	60(60)		60(60)
佐	賀	3(3)	3(3)		3(3)
長	崎	4(6)	4(6)		4(6)
大	分	1(1)	1(1)		1(1)
熊	本	2(2)	2(2)		2(2)
鹿	兒島	325(325)	325(325)		325(325)
宮	崎	7(7)	7(7)		7(7)
山	名	22(23)	22(23)		22(23)
福	島	37(48)	37(48)		37(48)
山	形	1(1)	1(1)		1(1)
盛	岡	12(18)	12(18)		12(18)
根	田	6(20)	6(20)		6(20)
寺	森	25(43)	25(43)		25(43)
札	幌	4(10)	4(10)		4(10)
函	館				
旭	川	9(9)	9(9)	1(1)	10(10)
創	路	36(45)	36(45)		36(45)

高松					
徳島	1(1)		1(1)		1(1)
高知					
松山	3(9)		3(9)		3(9)
計	564(642)	1(1)	565(643)	1(1)	566(644)

林業収益の本質について

九大農学部 大野俊一

若しも企業を広義に解して独立に営業を行うところの経済であるとすれば、林業も亦一種の企業の範囲に入るであろう。資本主義的経済組織下に於ける純粋の意味の企業は利潤のために利潤を追求する経済、即ち資本を運用して益々これを増殖することを唯一の目的とする経済であるので、資本計算がその橋頭をはしている。本邦の一般林業家の大多数は如斯定型の企業を行つてゐるとは採れられないにしても、生産費を一定の価額に於て費付け、従つて生産の過程及び生産物の価格如何から来るところの損益を負擔する。然も出来る限り収益を多からしめんとかゝるので此等は非常に定型の企業に似てゐるか、他面自己の所有する生産費を主要なる生産手段として利用することによつて収益を獲得し、この収益を以て生活必需品を購入し、出来得る限りの人格的欲望を充足する、此点は家計に似てゐる、故に一般小林業家の経済は企業と家計との未分化の姿に於いて理解し得る。又企業の内容は生産経営を創設し、指揮し且つ損益を負擔することであるので、林業も亦同一の内容を有する。かゝる機能を営む個人を企業者と稱する所らば、林業家も企業者と云い得る。本邦の林業家の大多数は小面積所有者で個人企業を主とするので、企業形態上よりすれば私企業である。故に企業主体は事独に自己資本の全部を繰出し且つ通常自ら其経営指揮の任に當るから、企業の所有と経営が一致するのを益處とするために、企業より生ずる資本の危険は事独に之を負擔せねばならない。

一般に林業は主として自己所有の土地、資本及び勞力の給付によつてなされる企業であり、この企業行為によつて獲得する経済効果は今曰企業所得と採れられる。この所得は不労に取得せられたのではなく、土地より林産物の獲得を可能ならしめたのは自己並に従属家族の勞働を第一前提とし、而もこの生産物を市場に供給して種種的利益を得るや否やは、一つに有利に売却し得るや否やの市場要因に依存するのである。以上により私営的經濟に於ける林業収益の本質は勞働行態と市場要因に由来するものと云へ得る。